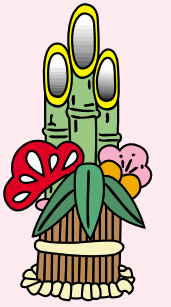


相模原・津久井地域

合併協議会だより

発行・編集 / 相模原・津久井地域合併協議会 〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206 ホームページ <http://www.st-gappei.jp>

あけましておめでとうございます。新春にあたり皆様のご多幸をお祈り申し上げます。
 昨年中は相模原・津久井地域合併協議会の活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございました。
 さて、これまで合併協議会だより創刊号（6月1日号）から第8号（12月1日号）までで、相模原・津久井地域合併協議会における合併協議の状況等を皆様にお知らせしてまいりましたが、さらに合併協議のご理解を深めていただくため、今回は合併協議の主要な項目を改めてお知らせするとともに、皆様から多く寄せられたご質問へお答えいたします。
 今後とも合併協議を継続することとされておりまして、本年もどうぞよろしくお願いいたします。



1市3町人口・面積データ
 （平成16年12月1日現在）

	人口	面積
相模原市	623,748人	90.40km ²
城山町	23,338人	19.90km ²
津久井町	29,104人	122.04km ²
相模湖町	10,340人	31.59km ²
合計	686,530人	263.93km ²



合併した場合の相模原市



合併協議会で決まった基本的な事項	現在の相模原市民から見ると	現在の城山町、津久井町及び相模湖町民から見ると
合併の方式	編入合併	相模原市の区域が城山町、津久井町及び相模湖町まで広がります。
新市の名称	相模原市	住所等は今までと変わりません。
新しい市役所の場所	現在の相模原市役所	住所等は現在の「津久井郡」の部分が「相模原市」となります。
合併の期日	平成18年3月31日までを目標 （平成17年3月31日までに県知事への合併申請）	3町の役場は新市の「総合的な事務所」として、これまでどおり住民生活に関わり合いの深い行政サービスを提供します。

地域自治体の名称がそれぞれ「城山町」、「津久井町」及び「相模湖町」となった場合の住所等の具体例

3町の住所等の具体例
相模原市城山町川尻
相模原市津久井町中野
相模原市相模湖町与瀬

市役所（新市の本庁機関）

市役所で行う業務は、基本的にこれまでと変わりません。
 合併後、現在の相模原市役所は、そのまま「新市の本庁機関」として、引き続き現在と同様の行政サービスを提供します。
 新市全体にかかわる業務については、「新市の本庁機関」が、1市3町の業務を統合して取り扱うことにより、新市の行財政運営の効率化を図ります。

「新市の本庁機関」が、1市3町の業務を統合して取り扱う主な業務 （現在の3町の役場から新市の本庁機関へ移る業務）
総合計画や都市計画などの各種計画の策定
人事などの職員管理に関する業務
予算の編成、決算の調製などの財政に関する業務
幹線道路の整備、廃棄物の処理など統一的な処理が必要な業務

窓口サービスや相談業務など、これまで市役所で行ってきた各種行政サービスなどの業務は、これまでどおり行われます。

3町の役場は「総合的な事務所」に

3町の役場は、「総合的な事務所」として生まれ変わり、引き続き各種届出・相談や自治会支援・地域振興などの業務を行います。
 合併後、現在の3町の役場は、「総合的な事務所」として、住民生活に関わり合いの深い行政サービスを提供します。したがって、これまで役場で行ってきた各種行政サービス業務のほとんどは、「総合的な事務所」で行われることとなります。

総合的な事務所（現在の3町の役場）が取り扱う主な業務

- 住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明書など諸証明の発行
- 出生、死亡、婚姻などの戸籍や転入、転出などの住民登録に関する届出の受付
- 住民税、固定資産税などの税金の収納や納税相談
- 子育て、成人、高齢者、障害者に関わる各種保健、福祉に関する業務
- 就学、教育相談や生涯学習活動への支援
- 自治会活動などのコミュニティ活動への支援
- 自主防災組織の育成、活動支援
- 地域産業の振興や地域独自のイベントの企画運営

出先機関

出先機関も引き続き行政サービスを提供します。
 合併後、現在の1市3町の出先機関は、住民サービスの低下を招かないよう現在の機能を維持し、新市の出先機関として、引き続き行政サービスを提供します。